

議案第 13 号

橋本市重度心身障害児(者)医療費の支給に関する条例の一部を改
正する条例について

橋本市重度心身障害児(者)医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例
について、別紙のとおり定めたいので、議会の議決を求める。

令和元年 6 月 10 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

橋本市重度心身障害児(者)医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例

橋本市重度心身障害児(者)医療費の支給に関する条例(平成18年橋本市条例第148号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正後	改正前
(定義) 第2条 この条例において「重度心身障害児(者)」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。 (1) 略 (2) 身体障害者手帳の交付を受けている者で、その障害の程度が3級に該当し、かつ、前年の所得(1月から7月までの間に受けた医療に係る医療費については、前々年の所得。以下同じ。)に係る市町村民税(所得割)が課せられていない世帯に属するもの	(定義) 第2条 この条例において「重度心身障害児(者)」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。 (1) 略 (2) 身体障害者手帳の交付を受けている者で、その障害の程度が3級に該当し、かつ、その者又はその者の配偶者若しくは民法(明治29年法律第89号)に定める扶養義務者の前年の所得(1月1日から7月31日までの間に医療を受ける場合にあっては、前々年の所得。次条第2項において同じ。)に係る市町村民税(所得割)が課せられていないも
(3) • (4) 略 (5) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条の規定による精神障害者保健福祉手帳の交付を受けていいる者で、その障害の程度が1級に該当するもの	(3) • (4) 略 <u>⑦</u> (5) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条の規定による精神障害者保健福祉手帳の交付を受けていいる者で、その障害の程度が1級に該当するもの
2 略 3 この条例において「医療に関する給付」とは、医療保険各法に規定する療養の給付、療養費、家族療養費、特別療養費、訪問看護療養費、家族訪問看護療養費及び保険外併用療養費をいう。ただし、食事療養又は生活療養に係る給付及び法令の規定による払戻額その他のこれに相当するものが支給されている場合は、その額に相当する額を除く。	2 略 3 この条例において「医療に関する給付」とは、医療保険各法に規定する療養の給付、療養費、家族療養費、訪問看護療養費、特別療養費、訪問看護療養費及び保険外併用療養費をいう。ただし、食事療養又は生活療養に係る給付及び法令の規定による払戻額その他のこれに相当するものが支給されている場合は、その額に相当する額を除く。
4 略 (対象者) 第3条 この条例による医療費の支給の対象者(以下「対象者」という。)は、本市に住所を有する重度心身障害児(者)で医療保険各法の規定による被保険者又は組合員及びその被扶養者であり、かつ、重度心身障害児(者)に該当したときの年齢が65歳未満である者(65歳になつた日(以下	4 略 (対象者) 第3条 この条例による医療費の支給の対象者(以下「対象者」という。)は、本市に居住する重度心身障害児(者)で医療保険各法の規定による被保険者又は組合員及びその被扶養者とする。

「基準日」という。)以前に前条第1項各号のいずれかに該当していた者で、その障害が軽度化し同項各号のいずれにも該当しなくなつた者が、基準日以降に再度同項各号に該当することとなつた者を含む。)又は平成18年7月31日以前に当該医療費の支給対象となつていたものとする。

2 前項の規定にかかるわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、対象者としない。ただし、重度心身障害児(者)が特児法第9条第1項に規定する被災者に該当する場合は、この限りでない。
(1)～(3) 略

2 前項の規定にかかるわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、対象者としない。ただし、重度心身障害児(者)が特児法第9条第1項に規定する被災者に該当する場合は、この限りでない。
(1)～(3) 略

(4) 平成18年8月1日(以下「施行日」という。)における年齢が満6歳以上であつて、施行日以降に新たに障害の程度が1級、2級若しくは3級の身体障害者手帳又は障害の程度がAの療育手帳の交付を受けた者(ただし、施行日前にいつたん前条第1項第1号、第2号又は第3号(以下「重度号」という。)に該当していた者であつて、その障害が軽度化し重度号に該当しなくなつていた者が、施行日以降に再度重度号に該当したこととなつた者を除く。)。

(医療費の額)

第5条 この条例により支給する医療費の額は、医療に関する給付(第2条第1項第2号に掲げる者においては、入院に係る医療に限る。)が行われた場合において、当該医療に要する費用のうち、対象者が負担する費用の額とする。

2 前項の規定にかかるわらず、他の法令等の規定に基づき、國又は他の地方公共団体の負担において医療費の給付を受けられる場合は、この条例に優先するものとする。

(支給方法)

第6条 略
2 前項の規定にかかるわらず、市長は、医療費として対象者等が医療機関等に支払うべき費用を当該医療機関等の請求に基づき対象者等に代わり當該医療機関等に支払うことができる。
3 略

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条第1項に1号を加える改正規定は、令和元年8月1日から施行する。